

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委 託 業 務 名	瀬田南小学校エレベータ保全業務
委 託 業 務 場 所	大津市三大寺 1－1
概 要	昇降機の機器不良部品の交換
契 約 期 間	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 月 4 日
契 約 金 額	3,249,950 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市南区上鳥羽大物町 28 シグマビル 4F 〔名 称〕 日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店 支店長 竹内 淳郎
契約相手方の 選 定 理 由	瀬田南小学校の昇降機（エレベータ）については日本オーチス・エレベータ株式会社による設置であり、万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、保守についても同社へ委託している（POG 契約）。 今般、経年劣化により不良を起こしている同社製の昇降機について、機器不良部品を交換することで、昇降機としての機能回復を行うことを目的とする。 本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある業務であるため、同社と随意契約をするもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。